

令和7年度熊本県会計年度任用職員（県北広域本部収税課）募集案内

1 募集職種

熊本県税務補助職員

2 職務内容

県税収納業務に伴う郵便の受付・発送、台帳整理及び文書廃棄等

（変更の範囲）変更なし

3 採用予定人数

1名

4 勤務条件

（1）職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職

（2）任用期間：令和7年11月1日（土）～令和8年3月31日（火）

（3）勤務地：熊本県県北広域本部総務部収税課（変更の範囲）変更なし

（4）勤務時間：1ヶ月につき20日以内、1週間につき29時間以内とし、次の勤務時間の組合せによる

午前9時～午後4時（休憩1時間含む）6時間

午前9時～午後3時（休憩1時間含む）5時間

（5）休憩時間：12:00～13:00

（6）休日等：土、日、祝日

（7）報酬等：①報酬日額 6時間勤務 6,764円

5時間勤務 5,637円

②通勤費用 実費相当額を支給

※ 報酬日額、通勤費用については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。

（8）社会保険：地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによる。

（9）公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

（10）条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

（11）地方公務員法の適用：地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象になります。

5 受験資格

(1) パソコンの基本操作技術を有する方

※次のいずれかの事項に該当する者は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験の方法

個別面接による口述試験を実施します。

7 試験日程等

(1) 日 時：申込書提出後に連絡

(2) 場 所：熊本県県北広域本部（菊池市隈府1272-10）
2階会議室

(3) 合格発表：採用試験後7日以内

8 応募方法

- ・県庁HP及びハローワークで募集を行います。応募される方は、「令和7年度任用熊本県会計年度任用職員採用試験 申込書」を総務部収税課へ、持参又は郵送してください。（ハローワークを通じて申し込む場合は、「ハローワークの紹介状」を添付してください。）

※「申込書」の下部は切り取り、郵便はがきの裏に貼ってください。また、郵便はがきの表に住所、氏名及び郵便番号を記入してください。

※写真票の写真（申込前3ヶ月以内に撮影したもので、本人と確認できるもの。縦3.5cm、横3cm程度）は、裏面に氏名と生年月日を記入して所定の箇所に貼ってください。

- ・持参の場合の受付は、平日8:30～17:15までとなります。郵送の場合は、必ず特定記録郵便にし、封筒の表に「【税務補助職員】申込」と朱書きしてください。
- ・応募者が多数の場合は、上記期間内でも申込みを締め切ります。

9 採用方法

- ・最終合格者については、職種及び勤務場所ごとに「熊本県会計年度任用職員任用者名簿」に登載し、任用開始日以降、熊本県会計年度任用職員の採用が必要な時期に成績の上位者から採用します。
- ・合格の有効期間は、合格発表の日から任用期間終期までとしますが、有効期間内の熊本県会計年度任用職員任用者数が合格者数よりも少ない場合は採用されないこともあります。

【連絡先】 〒861-1331 菊池市隈府1272-10

熊本県県北広域本部総務部収税課収税第一班 担当：市丸

電話 0968-25-4272